



各地同盟會聯合會狀率

關東同盟

昭和七年十月一日 午前十時

關東同盟 第十回大會

感謝狀
貴下へ同盟加盟組合員ト
シテ繼續ノ貿易實力加盟組合員ト
義人爲メ業界努力セラル茲ニ
第拾回大會ノ決議ニ仍リ講ず
感謝ス
昭和七年十月二日
日本労動關東労働同盟會
總 同 盟 會
會長 松岡駒吉

一、全關係諸團體に於て之が興論の喚起を
なす事、
二、全國監督大會に提出し社會大衆黨と協力
してその實現度を期する事、
(尙ほ)議案に關しては全國大會提出議
案中の國體協約法要綱參照のこと、
一、勞働團體院院議員提出件、
一、東京鐵工組合提出件、川端文夫
一、執行委員會は實現可能の具體案を研
究し、期成すべき事実である。

介、土官哲次郎、白石山平、穢兵七
間體協約之助、麗見保伊衛
山浦三郎、青木孝太郎、小林市太郎
九名)、
〔東京鐵〕、田中茂士郎、阿部環、柳原一郎
〔六名〕、佐藤信之助、内田謙七、原虎
神田糸巻、大加藤彌蔵
新潟効勞、大越忠平、金子喜三郎、松
春吉、同四名
合意舍、松岡公助、關國金次郎、齊藤治
一、土井直正、德永正報、仲濱貞治
藤義明、藤原伊之助(八名)
〔大阪鐵造〕、小岩井相助、河口源太郎、
近井三郎、高橋義吉、堀越梅男(五
合計三十九名)
一、勞働組合制定要求の件(可決)
本部提案案、原虎

（司法）
東関交通労働組合提出 尾花一登
近時交通機関は著しく発達し、其の結果
のであるが、その運転手たるものは至つた
事故である。然して交通労働者は一度
この事故に遭遇すれば直ちに行政と司法
との二つの方法に依つて處分されるので
ある。行政の方法が起きたのであるから
この一審官の調停によって合法的な處分法
が決定する。如きは不合理極まるものであ
り、故に全國三十萬の交通労働者のため
行政法度の擁護を叫ぶ交通労働者である。
尙司法に依る處分法も合理的なものと
言ふことが出来得ない。交通機関の發達

（可決）關東同盟會提出
一、會議審不委員會報告（承認）
二、豫算委員會報告（承認）
三、失業救濟廳廳會運動の件（可決）
關東同盟會東京鐵工組提出
一、實行方法
二、總理大臣、內務大臣、社會局長官に
陳情すること
三、社會大會に提出する
規約第五條中事業部を削除し「團體
協約部」（團組合部、保險預金部）と
插入すること
一、役員監證衛委員會報告（承認）
（會）長 松岡 駒吉
（副）會長 三木 治助
（主）事 事 廣瀬 健一
（會）計 福岡 金次郎
（會計監査）津久井勇太郎 寺澤源太郎
（總）兵五郎
（執行）委員会 内藤 七 原虎一 土井直
（近）藤 武男 仲原 肇治 德永 正報
池原 大 井堀 雄雄 伊本 虎藏 須原
梅 勝 保原 伊之助 福岡 金次郎
滿場一致 以上的成敗が水落葉に、新
役員は理上に並び例年の慣例通り自己申
擢を述べたが、大半の司會者内田裕也、若立
歌を合唱場と同君の發展の下に萬歳三唱
し午後五時閉幕した。
尚當夜は丸の内中央大會に於て連続
會を開催し、參會する組員約百二十
名、大盛會運営を盡して十時散會した